

# 平成 23 年度 第 2 回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 平成 24 年 3 月 22 日(木) 10:00～

2 場所 岩手県公会堂 1 階 15 号室

## 3 出席者

### (1) 審査会側

渡辺敏男会長 中村良則委員 佐々木久夫委員 石堂 淳委員 千葉啓子委員

### (2) 事務局(県)側

大水建築住宅課総括課長 澤村建築住宅課建築指導課長 小野寺主査  
廣中主任 榎谷技師

## 4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0 名

(2) 傍聴者 0 名

## 5 議事等

### 1 開会

#### (建築指導課長)

ただいまより、平成 23 年度第 2 回岩手県建築審査会を開催いたします。私は本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導課長の澤村と申します。

それでは、審査会の開催にあたりまして、大水建築住宅課総括課長からご挨拶申し上げます。

### 2 挨拶

#### (建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

#### (建築指導課長)

それでは、本日配布している資料のご確認をお願いします。

まず、「次第」と「委員・事務局名簿」を印刷したものが 1 枚、「建築基準法(抜粋)」、「岩手県建築審査会条例」、「岩手県建築審査会運営要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について(内規)」を 1 冊に綴じたものが 1 部、「諮問事項」1 部、「報告事項」1 部、その他 1 部を委員の皆様へ配布してございます。

本日、お配りした資料に不足等ございましたら、事務局に申し出願います。

### 3 議事

#### (建築指導課長)

それでは次第 3 の議事に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第 3 条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは渡辺会長に議事進行をお願いいたします。

## (会長)

### 【挨拶省略】

始めに議事録署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は石堂委員と千葉委員にお願いします。

次に、本日議事の審査会の公開・非公開について、事務局から説明願います。

## (小野寺主査)

本日は、諮問事項1件、報告事項1件について議事を行ないます。

諮問事項の「建築基準法第44条第1項第2号の規定に係る案件」につきましては、国の案件であることから「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(3)に該当するため公開案件となります。報告事項の「建築基準法第43条ただし書に係る一括同意基準により許可をした案件」につきましては、個人情報が含まれていることから「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(1)に該当するため非公開となります。

## (会長)

事務局の説明のとおり、諮問事項は公開、報告事項は非公開とすることにご異議ありませんか。

〔各委員異議なし〕

ご異議がないようですので、諮問事項は公開、報告事項は非公開と致します。

なお、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」3の(1)の規定により、公開案件である諮問事項に係る議事を先に行い、報道機関等傍聴者の退席後に非公開案件である報告事項に係る議事を行なうこととなりますので、ご了解願います。

## 諮問事項

それでは、議案の審議に入ります。諮問事項について、事務局から議案の説明をお願いします。

## (建築指導課長)

それでは、諮問事項「建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について」ご説明いたします。

宮古市藤の川4番1号 東北地方整備局 三陸国道事務所長から申請のありました国道45号の歩道上にバス停留所の上屋を建築することについて、道路内の建築を許可しようとするものです。建築物の概要は、鉄骨造平屋建て、延べ面積5.13㎡となっております。

許可理由は、今回の建築部分については、車道及び歩道が整備された国道及び市道の歩道部分(歩道幅員2m以上)であり、車両や歩行者の通行上支障がないと認められるものです。

具体の申請内容及び提案理由につきましては、小野寺主査からご説明いたします。

## (小野寺主査)

それでは、申請内容及び提案理由につきましてご説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。

土地に定着し、屋根及び柱を有するバス停留所の上屋は建築物に該当するため、原則として道

路内に建築できませんが、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得た上で許可した場合は、建築できることとなります。

昭和 49 年 7 月 22 日付け住街発 1283 号により、「バス停留所の上家は、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物に該当する」との解釈が示されており、本申請におけるバス停留所の上屋についても、「その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当すると思料されます。

2 ページをご覧ください。

こちらは申請の概要です。申請者は、宮古市藤の川 4 番 1 号 東北地方整備局 三陸国道事務所長です。敷地の位置は下閉伊郡山田町織笠第 13 地割地内、敷地面積は屋根の水平投影面積となり 5.13 m<sup>2</sup>となっております。申請建築物の用途はバス停留所の上屋、建築面積、延床面積とも 5.13 m<sup>2</sup>です。

3 ページからは許可申請書を添付しております。

6 ページをご覧ください。

申請地は山田町役場より 1.3 km ほど南に位置し、国道 45 号の道路管理区域内にあります。国道の南方は大槌・釜石方面、北方は宮古方面となっております。敷地周辺は東日本大震災津波の浸水区域で、大きな被害を受けた地域です。なお、当該建築物の申請者と道路管理者は同一であり、道路占用許可手続きは特に必要としないものです。

8 ページをご覧ください。

前面道路の国道 45 号は車道の幅員が 9.25m、申請敷地側に 2.5m の歩道があります。従前からバス停留所がありましたが、今回の上屋設置に併せて、幅員 2.75m のバスレーンを整備する予定としています。

11 ページをご覧ください。

申請建築物は幅 3.42m、奥行き 1.50m でポリカーボネート製の屋根を 2 本のアルミ製の柱で支える構造となっております。最高の高さは約 2.75m で、歩道内に設置する計画です。

12 ページをご覧ください。

申請理由についてですが、当該バス停留所にバス乗降スペースが整備されていないこと、また、東日本大震災により被災し全線運転を見合わせている三陸鉄道南リアス線に替わり、路線バスの利用者が増えていることから、雨天時等でも安全・快適にバス停留所を利用することができるよう乗降スペース及び上屋を設置するものです。

通行量については記載のとおりです（調査箇所は 13 ページに記載。補足説明）。

また、維持管理については、2 日に 1 回、道路巡回車による目視点検を行い、危険物等の撤去、損傷等の修繕を速やかに行うことで、適正な管理に努める旨申請者から説明を受けております。

なお、路線バスの運営主体は岩手県北バス、当該停留所の名称は「細浦<sup>ほそうら</sup>」、運行本数は一日当たり 44 本となっております。夏休み期間中の平成 23 年 7 月 27 日の利用実態調査では当該バス停の利用者数は 20 人前後ですが、町立山田中学校の最寄りのバス停であることからスクールバスの停留所としても利用されており、普段の利用者数はもっと多いようです。スクールバスの利用者は 20 人前後いると聞いております。

以上の計画を勘案し、車道及び歩道の幅員、周辺の土地利用の状況等から通行上支障がないと判断するものであります。

また、計画地を管轄する消防署長の同意を受けていることを申し添えます。

以上で諮問事項の説明を終わります。よろしくご審議の程お願い致します。

### **質疑応答**

#### **(会長)**

ただいま事務局から説明に対して、ご質問・ご意見はございませんか。

#### **(会長)**

計画地は、東日本大震災の大きな被害を受けた地域と思われませんが、道路等の拡幅工事も含め検討されているのですか。

#### **(小野寺主査)**

計画地は、車道の整備及びバスレーン部分の拡幅をおこないます。また、既存法面部分を歩道として整備しバス停留所の上屋を建設するものです。

#### **(会長)**

その他、ご質問・ご意見がなければ、まとめに入りたいと思います。

諮問事項の「建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可」については、原案に同意することでご異議ありませんか。

〔各委員異議なし〕

#### **(会長)**

ご異議がないようですので、諮問事項の「建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可」につきましては、原案どおり同意することに決定いたしました。

#### **(会長)**

公開案件の議事は以上となります。以降の議事については非公開となります。

### **報告事項**

#### **( 非公開につき議事録省略 )**

以上をもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。  
以降の進行は事務局にお返しします。

## **5 閉会**

#### **(建築指導課長)**

皆様大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 23 年度第 2 回岩手県建築審査会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ご審議いただき誠にありがとうございました。